

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に当
たるときは、そ
の翌日)

目 次

- ◇規 則 鳥取県農村青年経営安定資金利子補給規則の一部を改正する規則
- ◇告 示 健康保険法による保険医の登録
- 健康保険法による保険薬剤師の登録
- 昭和三十三年十一月鳥取県告示第五百六十一号の一部改正
- 米飯提供業者の業者登録
- 土地の用途廃止

規 則

鳥取県農村青年経営安定資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十七年九月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第六十二号

鳥取県農村青年経営安定資金利子補給規則の一部を改正する規則

鳥取県農村青年経営安定資金利子補給規則(昭和四十一年十一月鳥取県規則第四十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「三十七万六千円」を「五十万円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和四十七年八月十一日以後に、鳥取県農業改良資金貸付規則(昭和三十九年十月鳥取県規則第五十六号)別表第三に規定する部門経営開始資金の貸付けの決定を受けた農業後継者たる農村青年に対し、鳥取県信用農業協同組合連合会が貸し付ける農村青年経営安定資金に係る利子補給から適用する。

告 示

鳥取県告示第六百六十二号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第九条の規定により告示する。

昭和四十七年九月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

氏名	住 所	登録の記号及び番号	登録の年月日
豊嶋陽子	米子市東福原一、四二二ノ二四	鳥医第一、七一八号	昭和四十七年九月一日

鳥取県告示第六百六十三号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十一年政令第八十七号)第九条の規定により告示する。

昭和四十七年九月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

氏名	住 所	登録の記号及び番号	登録の年月日
北岡由子	倉吉市仲ノ町七六二	鳥業第二七〇号	昭和四十七年九月一日

鳥取県告示第六百六十四号

天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する利子補給費及び損失補償費補助金交付要綱(昭和三十三年十一月鳥取県告示第五百六十

一号)の一部を次のように改正する。

昭和四十七年九月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

別記様式第一号の記の2の(注)の表を次のように改める。

区 分	貸付利率(年%)	補助割合(年%)			
		国	県	市町村	
昭和45年8月の暴風雨等及び昭和46年8月上旬の暴風雨の資金の場合	6.5以内の場合 3.0"	1.25 3.9	0.82 1.4	0.48 0.7	2.5 6.0
昭和47年6月及び7月の豪雨等以降指定天災の資金の場合	6.5" 5.5" 3.0"	1.25 1.75 3.9	0.82 1.15 1.4	0.48 0.6 0.7	2.5 3.5 6.0
事業資金	6.5"	0.75	0.5	0.25	1.5
事業資金	6.5"	0.75	0.5	0.25	1.5

別記様式第一号の記の4の(注)の別表を次のように改める。
別表

資 金 別	業 態 別	
	資 金 区 分	業 種 別
6.5% 資金	農 林 漁 業	農 業

事 業 資 金	登 録 年 月 日	
	5.5% 資 金	開 林 業
	3.0% 資 金	農 拓 業 業
6.5% 資 金	農 林 組 合 協 会	協 会

登録番号	登録年月日	氏 名	名称又は屋号	住 所	営業所の所在地
日振第一号	四七・四・一	西岡 サダヨ	い つ 平	日野郡日南町多里二一七の二	住所に同じ。
二	"	大西 寿一	末 広	"	"
三	"	井谷 幸都	井谷 旅館	生山	"
四	"	絹谷 幸子	きぬ屋 さち	"	"
五	"	赤井 悦夫	福 助	新屋四七八	"
六	"	伊田 悦子	橋本 旅館	生山四七五の五	"
七	"	大岡 都子	みやこ 食堂	多里一六七の一	"
八	"	平垣 梅代	梅 の 屋	中石見四	"
九	"	中島 貞江	中島 旅館	上石見九三七の六	"
一〇	"	坪倉 正孝	安 兵 衛	生山七〇九	"
一一	"	矢野不動産KK 代表取締役 矢野庄次	湖泉閣 日南湖ガ デンパーラー	大阪府豊中市岡上の町一の七三	日野郡日南町菅次一四九の三
一二	"	田中 政己	奴	日野郡日南町多里二二一の二	住所に同じ。
一三	"	松尾 正秋	松尾 旅館	日野郡日南町多里二二一の二	住所に同じ。

鳥取県告示第六百六十五号

食糧管理法施行規則(昭和二十二年農林省令第百三三号)第三十五条の四
 第一項の規定に基づき、次のとおり米飯提供業者の業者登録をしたので、
 同規則同条第四項の規定により告示する。

昭和四十七年九月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

七四	七三	七二	七一	七〇	六九	六八	六七	六六	六五	六四	六三	六二	六一	六〇	五九	五八
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
本庄吉人	本庄秀子	深田郁子	岸本紀代子	水田しげ子	秋田哲宏	日本銀行健康保険組合 大山保養所 平井敏矩	日本銀行健康保険組合 大山保養所 船本屋	森谷幸恵	鷺見勝子	柳清たか	中川シナ	篠原梢	森田鹿	日本電信電話公社共済組合 中国支部長 川崎鋼次郎	新日本製鉄光健康保健組合理事長 藤井彦吉	公立学校共済組合 支配人 青木久与
センター食堂	旭食堂	深田屋	喫茶軽食	水田旅館	軽食喫茶シャトー	日本銀行健康保険組合 大山保養所	船本屋	溝口食堂	駅前食堂	柳青旅館	ふたば別館	ふたまん	レストハウス 大山熊の子	日本電信電話公社共済組合 大山保養所(大山荘)	新日本製鉄光健康保健組合保養所 大山寮	公立学校共済組合 大山保養所
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	溝口												日野郡溝口町大内一〇六九一〇一	広島市基町六番七七号	山口県光市大字島田三四三四	金屋谷字榭水高原
		六〇七の二	二五六	六〇七	溝口七〇六	金屋谷七九三の一五	七〇六の一	七〇六の一	六九九	四四一	一七九の一	溝口六六三				
													住所に同じ。	岩立四の四	日野郡溝口町金屋谷六九三〇の一七	

鳥取県告示第六百六十六号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十七年九月十四日から用途廃止した。

昭和四十七年九月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場	所	(平方メートル)	用途
西伯郡西伯町大字鴨部字ドンド一、五三〇番地先		七二・一〇	道路敷

鳥取県告示第六百六十七号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十七年九月十四日から用途廃止した。

昭和四十七年九月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場	所	(平方メートル)	用途
鳥取市丸山町二〇七ノ一番地先		〇・九〇	水路敷

鳥取県告示第六百六十八号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十七年九月十四日から用途廃止した。

昭和四十七年九月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場

所

(平方メートル)

用途

東伯郡三朝町大字本泉字畑ケ田一六五ノ四番地先から同町大字本泉字畑ケ田一六五ノ七番地先まで
東伯郡三朝町大字本泉字畑ケ田一七八ノ二番地先から同町大字本泉字畑ケ田一七八ノ三番地先まで

六二・六〇
四三・六〇

道路敷
水路敷

鳥取県告示第六百六十九号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十七年九月十四日から用途廃止した。

昭和四十七年九月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場	所	(平方メートル)	用途
八頭郡那家町大字山田字村内一八三番地先から同町大字山田字村内一九二ノ三番地先まで		三六・二二	道路敷

鳥取県告示第六百七十号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十七年九月十四日から用途廃止した。

昭和四十七年九月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場	所	(平方メートル)	用途
	八頭郡船岡町大字福井字土井上ミ九五ノ一番地から同町大字福井字土井上ミ九八ノ一番地先まで	六〇・五七	道路敷
	八頭郡船岡町大字福井字屋敷九九番地先から同町大字福井字屋敷一〇〇番地先まで	一〇・〇二	水路敷

鳥取県告示第六百七十一号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十七年九月十四日から用途廃止した。

昭和四十七年九月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場	所	(平方メートル)	用途
	鳥取市松並町二丁目四一ノ二番地先から同町二丁目四一二ノ二番地先まで	七六・七四	道路敷

鳥取県告示第六百七十二号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十七年九月十四日から用途廃止した。

昭和四十七年九月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場	所	(平方メートル)	用途
	倉吉市福庭字長谷八五四ノ四三九番地先	七一・二〇	道路敷

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目鳥

取 県

【定価一部一箇月三百円(送料を含む)】